

令和3年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務に関する企画書審査基準及び採点表

委員名:

提案者名:

企画書作成事項	審査項目	審査基準	配点	得点
1	業務に対する理解度	脱炭素社会実現のための都市間連携事業について理解できているかについて評価する。	10	10
2	応募事業の実現可能性	応募事業の実現可能性について評価する。過年度からの継続案件については、過年度の進捗、成果等も踏まえて評価する。 (例：マーケットニーズとの合致、同事業取組実績有無、導入技術信頼性、資金調達確実性等)	20	135
	応募事業の水平展開可能性、先進性	他地域への展開可能性が高く、先進性があると認められるかについて評価する。 (例：潜在的なマーケットポテンシャル有無、競合技術の有無、新技術・高度デジタル技術の活用有無等)	20	
	都市間連携による裨益	応募事業における都市間連携の活用が、対象都市の脱炭素・低炭素化及び関連するSDGsの達成並びに持続可能でレジリエントな社会経済システムへのリデザイン(再設計)の実現に寄与するものかどうかについて評価する。	20	
	出口戦略の具体性	応募事業及び都市間連携の活用を通じて、本事業終了後の事業化を前提に、どのような目標にどのような戦略でアプローチするかが明確であるかを評価する。	20	
	応募事業のステークホルダーの妥当性、信頼性(与信)	想定されたステークホルダーが当該国・都市や地域で応募事業を実施する場合のステークホルダーとして妥当かについて評価する。	10	
	応募事業のステークホルダーの関心	想定されたステークホルダー(将来、案件化した際に国際コンソーシアムメンバーとなる予定の者等含む)が応募事業に興味関心があり、関心表明レターが取得されているかについて評価する。	10	
	応募事業内容に関する評価	応募事業実現時の適用技術への本邦技術の活用可能性、その優位性	5	
	応募事業の費用対効果	応募事業の費用対効果は高いかについて評価する。 4,000円/t-CO2・年以下であれば10点 4,001円/t-CO2・年以上5,000円/t-CO2・年以下であれば8点 5,001円/t-CO2・年以上6,000円/t-CO2・年以下であれば6点 6,001円/t-CO2・年以上7,000円/t-CO2・年以下であれば4点 7,001円/t-CO2・年以上8,000円/t-CO2・年以下であれば2点 8,001円/t-CO2・年以上であれば0点とする。	10	
	応募事業の温室効果ガス削減量	応募事業を実施した場合、実施直後の温室効果ガス削減量が多いかについて評価する。 100,000t-CO2/年以上であれば10点とする。 50,000t-CO2/年以上、99,999t-CO2/年以下であれば8点 10,000t-CO2/年以上、49,999t-CO2/年以下であれば6点 5,000t-CO2/年以上、9,999t-CO2/年以下であれば4点 1,000t-CO2/年以上、4,999t-CO2/年以下であれば2点 999t-CO2/年以下であれば0点	10	
	応募事業者のプロジェクトへの参加有無	応募事業者(共同応募者含む)は、応募事業が実現する際にプロジェクトに参加する(除MRV方法論の策定・プロジェクト設計書(PDD)等の作成)企業であるかについて評価する。 参加企業であれば10点 参加企業でなければ0点とする。	10	
3	業務実施体制	配置予定の管理技術者の手持ち業務量(除本業務)は適切かについて評価する。 1件以下あれば5点 2件あれば4点 3件あれば3点 4件あれば2点 5件あれば1点 6件以上あれば0点とする。	5	10
		配置予定の管理技術者の適性	配置予定の管理技術者の技量は適切かについて評価する。	
4	業務実績	過去におけるJCM事業の採択実績	5	5
5	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況	事業者の経営における事業所(以下「本社等」という。)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有の場合には認証の名称を記載するとともに、証明書のコピーを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中ではないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設け、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	5	5
6	組織のワークライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、ユースエール認定等)の有無。ただし、応募時点において認定期間中であること。 ※複数数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分より加点を行うものとする。	5	5
		○女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし認定・えるぼし認定等) ・プラチナえるぼし(※1) 5点 ・えるぼし3段階目(※2) 4点 ・えるぼし2段階目(※2) 3点 ・えるぼし1段階目(※2) 2点 ・行動計画(※3) 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ○次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定) ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定(新基準※4) 3点 ・くるみん認定(旧基準※5) 2点 ※4 新くるみん認定(改正後認定基準(平成29年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正者令附則第2条第3項の経過措置により認定) ○若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点		
			170	点

注1) 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
注2) 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。